



山形県公報

平成21年1月16日(金)
第2010号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則..... | ( 県民文化課 ) ...31 |
| 山形県森林組合法施行細則の一部を改正する規則.....       | ( 森 林 課 ) ...32 |

### 告 示

|                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                | ( 村山総合支庁福祉企画課 ) ...36 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                | ( 同 ) ...同            |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....              | ( 同 ) ...同            |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....   | ( 同 ) ...37           |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....   | ( 同 ) ...同            |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... | ( 同 ) ...同            |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....   | ( 同 ) ...38           |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....        | ( 置賜総合支庁福祉課 ) ...同    |
| 漁業の免許.....                         | ( 生産技術課 ) ...同        |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                 | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ...39 |
| 地域森林計画の変更の公表.....                  | ( 森 林 課 ) ...同        |
| 一般国道の供用の開始.....                    | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ...同  |
| 道路の区域の変更.....                      | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ...40 |
| 県道の供用の開始.....                      | ( 同 ) ...同            |
| 道路の位置の指定.....                      | ( 村山総合支庁建築課 ) ...同    |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....   | ( 出 納 局 ) ...同        |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数..... | 41 |
|----------------------------|----|

### 公 告

|                                  |                  |
|----------------------------------|------------------|
| 一般競争入札の中止.....                   | ( 管 財 課 ) ...42  |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....               | ( 商業経済交流課 ) ...同 |
| 一般競争入札の公告.....                   | ( 病院事業局 ) ...43  |
| 平成21年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施..... | ( 教育委員会 ) ...44  |

### 正 誤

## 規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第2号

## 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に、「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改め、同項第5号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

第4条第2項中「の登記に」を「（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の登記に」に、「において準用する民法第51条第1項の設立のとき」を「の成立の時」に改める。

別記様式第8号中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「就職した」を「就任した」に、「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

別記様式第9号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第3号

## 山形県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県森林組合法施行細則（昭和53年10月県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「森林組合法施行規則（昭和53年農林水産省令第1号）」を「森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号）」に改める。

第2条第1号の2を削り、同条第2号中「第23条第1項」を「（平成18年法律第108号）第46条第1項」に、「信託財産管理方法の変更の請求」を「検査役の選任の申立て」に、「信託財産管理方法変更請求書」を「検査役選任申立書」に改め、同条第3号中「第46条」を「第57条第2項（同法第70条、第134条第2項又は第141条第2項において準用する場合を含む。）」に、「信託受託者の」を「受託者、信託財産管理者、信託監督人又は受益者代理人の」に、「の申請」を「の申立て」に、「信託受託者辞任許可申請書」を「受託者等辞任許可申立書」に改め、同条第4号中「第47条」を「第58条第4項（同法第70条、第134条第2項又は第141条第2項において準用する場合を含む。）」に、「信託受託者の解任の請求」を「受託者、信託財産管理者、信託監督人又は受益者代理人の解任の申立て」に、「信託受託者解任請求書」を「受託者等解任申立書」に改め、同条第5号中「第58条」を「第62条第4項（同法第135条第1項又は第142条第1項において準用する場合を含む。）」に、「信託解除命令の請求」を「新受託者、新信託監督人又は新受益者代理人の選任の申立て」に、「信託解除命令請求書」を「新受託者等選任申立書」に改め、同号の次に次の6号を加える。

(5)の2 法第12条及び信託法第63条第1項の規定による信託財産管理命令の申立て

信託財産管理命令申立書（別記様式第5号の2）

(5)の3 法第12条及び信託法第66条第2項（同法第73条において準用する場合を含む。）の規定による信託財産に係る職務の単独遂行又は分掌の許可の申立て

信託財産に係る職務の単独遂行（分掌）許可申立書（別記様式第5号の3）

(5)の4 法第12条及び信託法第66条第4項（同法第73条において準用する場合を含む。）の規定による同項各号に掲げる行為の範囲を超える行為をすることの許可の申立て

特定行為許可申立書（別記様式第5号の4）

(5)の5 法第12条及び信託法第131条第4項の規定による信託監督人の選任の申立て

信託監督人選任申立書（別記様式第5号の5）

(5)の6 法第12条及び信託法第150条第1項の規定による信託の変更の命令の申立て

信託変更命令申立書（別記様式第5号の6）

(5)の7 法第12条及び信託法第165条第1項の規定による信託の終了の命令の申立て

信託終了命令申立書（別記様式第5号の7）

第2条第9号中「第100条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第59条第3号」を「第98条の8第3号」に改め、「定款」を削り、「寄附行為」を「定款」に改め、同条第16号中「第100条第4項において準用する民法第83条」を「第99条の10」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

別記様式第2号から別記様式第5号までを次のように改める。

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

受益者の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

検査役選任申立書

次のとおり検査役を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

検査役選任申立ての理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

受託者（信託財産管理者、信託監督人、受益者代理人）の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

受託者等辞任許可申立書

次のとおり受託者（信託財産管理者、信託監督人、受益者代理人）を辞任したいので、許可されるよう関係書類を添えて申し立てます。

辞任する理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 理事会議事録抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

委託者の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

受託者等解任申立書

次のとおり受託者（信託財産管理者、信託監督人、受益者代理人）を解任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 解任申立ての理由
  - 2 解任を必要とする受託者（信託財産管理者、信託監督人、受益者代理人）の住所及び名称
- （添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 様式第 5 号

年 月 日

山形県知事 殿

利害関係人の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号）

## 新受託者等選任申立書

次のとおり新受託者（新信託監督人、新受益者代理人）を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。  
選任申立ての理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第 5 号の次に次の 6 様式を加える。

## 様式第 5 号の 2

年 月 日

山形県知事 殿

利害関係人の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号）

## 信託財産管理命令申立書

次のとおり信託財産の管理を命じられるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託財産管理命令申立ての理由
- 2 信託財産管理命令の範囲

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 様式第 5 号の 3

年 月 日

山形県知事 殿

信託財産管理者（受託者の職務を代行する者）の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号）

## 信託財産に係る職務の単独遂行（分掌）許可申立書

次のとおり信託財産に係る職務の単独遂行（分掌）について許可を受けたいので、関係書類を添えて申し立てます。

- 1 職務の単独遂行（分掌）許可申立ての理由
- 2 分掌する職務の区分（職務の分掌の許可の申立ての場合に限る。）

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 様式第5号の4

年 月 日

山形県知事 殿

信託財産管理者（受託者の職務を代行する者）の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

## 特定行為許可申立書

次のとおり信託法第66条第4項各号に掲げる行為の範囲を超える行為をすることについて許可を受けたいので、関係書類を添えて申し立てます。

特定行為許可申立ての理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 様式第5号の5

年 月 日

山形県知事 殿

利害関係人の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

## 信託監督人選任申立書

次のとおり信託監督人を選任されるよう関係書類を添えて申し立てます。

信託監督人選任申立ての理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 様式第5号の6

年 月 日

山形県知事 殿

委託者（受託者）の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号 ）

## 信託変更命令申立書

次のとおり信託の変更を命じられるよう関係書類を添えて申し立てます。

- 1 信託変更命令申立ての理由
- 2 変更を要する事項
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第5号の7

年 月 日

山形県知事 殿

委託者（受託者）の  
住所及び氏名（名称及び代表者氏名） 印  
（電話番号）

## 信託終了命令申立書

次のとおり信託の終了を命じられるよう関係書類を添えて申し立てます。

信託終了命令申立ての理由

（添付書類）

- 1 森林信託契約書の写し
- 2 信託財産に係る登記事項証明書
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第9号中「山形県知事 氏名 殿」を「山形県知事 殿」に改め、「寄附行為」及び「定款」を削り、「寄附行為に」を「定款に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

山形県告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                               | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|-------------------------------------------|-----------|------------|
| 医療法人社団笠原整形外科<br>山形市久保田一丁目8番21号 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所介護<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地1 | 通 所 介 護   | 平成20.11.28 |

山形県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                         | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市あこや町二丁目2番39号 | ソーレケアセンター花楸<br>山形市花楸二丁目18番78 - 101号 | 平成20.11.17 |

山形県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                                | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|--------------------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団笠原整形外科<br>山形市久保田一丁目 8 番21号 | 複合介護健康施設 しらかば 指定通所介護<br>東村山郡山辺町大字山辺675番地 1 | 介護予防通所介護    | 平成20.11.28 |

## 山形県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地                          |                     | 変更年月日      |
|-------------------------------|-----------|--------------------------------------|---------------------|------------|
|                               |           | 変 更 前                                | 変 更 後               |            |
| ユー・サブ株式会社<br>山形市西原二丁目 2 番地の 2 | 訪問介護      | ケアセンターおかめ<br>山形市吉原一丁目 3 番35<br>号の201 | 山形市西原二丁目 2 番 2<br>号 | 平成20.12. 1 |

## 山形県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                         |                               | 変更年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|------------|
|                              | 変 更 前                               | 変 更 後                         |            |
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番地10号 | 社団法人山形県接骨師会<br>山形市北山形一丁目 3 番39<br>号 | いとう介護支援事業所<br>山形市北町四丁目 2 番18号 | 平成20.11. 5 |

## 山形県告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地         | 介護予防サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地                          |                     | 変更年月日      |
|-------------------------------|-------------|--------------------------------------|---------------------|------------|
|                               |             | 変 更 前                                | 変 更 後               |            |
| ユー・サブ株式会社<br>山形市西原二丁目 2 番地の 2 | 介護予防訪問介護    | ケアセンターおかめ<br>山形市吉原一丁目 3 番35<br>号の201 | 山形市西原二丁目 2 番 2<br>号 | 平成20.12. 1 |

## 山形県告示第48号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社ゴールドンスタッフ<br>宮城県仙台市青葉区上愛子字街道66番地の29 | ゴールドンスタッフ山形<br>山形市上町五丁目5番地の27<br>フォレストネットビル2F | 居 宅 介 護     | 平成20.11.14 |

## 山形県告示第49号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                        | 廃止年月日      |
|---------------------------|------------------------------------|------------|
| 有限会社羽前技研<br>米沢市中央七丁目6番20号 | ウオーム・ハート居宅介護支援事業所<br>米沢市中央七丁目6番21号 | 平成20.12.31 |

## 山形県告示第50号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者              |                 | 漁業権の内容                                                                             | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|-------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地                 | 氏名又は名称          |                                                                                    |            |
| 内 区<br>第 1 号 | 南陽市若狭郷屋531番地の2          | 遠 藤 嘉 弘         | 平成20年10月 県 告 示 第892号<br>(以下「告示」という。)第1<br>項の表中公示番号内区第1号の<br>免許の内容たるべき事項に記載<br>のとおり | 平成21. 1. 1 |
| 内 区<br>第 2 号 | 東置賜郡高島町大字<br>高島2620番地の1 | 山 村 利 宏         | 告示第1項の表中公示番号内区<br>第2号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり                                       | 同          |
| 内 区<br>第 3 号 | 米沢市東一丁目8番<br>18号        | 株式会社米沢鯉六十<br>里  | 告示第1項の表中公示番号内区<br>第3号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり                                       | 同          |
| 内 区<br>第 4 号 | 天童市天童中三丁目<br>1番16号      | 有限会社佐藤養魚場       | 告示第1項の表中公示番号内区<br>第4号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり                                       | 同          |
| 内 区<br>第 5 号 | 北村山郡大石田町大<br>字横山102番地   | 富並川伊蔵堰土地改<br>良区 | 告示第1項の表中公示番号内区<br>第5号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり                                       | 同          |



|              |                               |                                 |                                                  |   |
|--------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------|---|
| 内 区<br>第 6 号 | 村山市大字大槇512<br>番地              | 玉の木溜池養魚組合<br>組合長 奥山惣司           | 告示第 1 項の表中公示番号内区<br>第 6 号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり | 同 |
| 内 区<br>第 7 号 | 東根市大字羽入772<br>番地              | 植 松 巧                           | 告示第 1 項の表中公示番号内区<br>第 7 号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり | 同 |
| 内 区<br>第 8 号 | 最上郡舟形町舟形<br>138番地             | 伊 藤 俊 作                         | 告示第 1 項の表中公示番号内区<br>第 8 号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり | 同 |
| 内 区<br>第 9 号 | 長井市成田1880番地<br>の 1            | 有限会社高橋鯉屋<br>外 1 名               | 告示第 1 項の表中公示番号内区<br>第 9 号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり | 同 |
| 内 区<br>第10号  | 天童市大字高掬字東<br>伊達城南1212番地の<br>1 | 山形県内水面総合漁<br>業協同組合<br>代表理事 青木 一 | 告示第 1 項の表中公示番号内区<br>第10号の免許の内容たるべき事<br>項に記載のとおり  | 同 |

山形県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により定めた県営水上地区土地改良（一般農道整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営水上地区土地改良（一般農道整備）事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

遊佐町役場

3 縦覧に供する期間

平成21年 1月22日から同年 2月20日まで

4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第 5 条第 4 項の規定により最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁産業経済部において縦覧に供する。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月16日から同月30日まで縦覧に供する。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 458号

2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字十二神3129番 1 から

同 清水 9 番 1 まで

## 3 供用開始の期日 平成21年 1月16日

## 山形県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|--------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市水沢字山ノ腰138番 1 から<br>同 字行司免62番 1 まで | 旧    | 18.6 メートル<br>と<br>6.4 | メートル<br>263 |
| 同 上                                  |      | 18.6 メートル<br>と<br>6.4 | メートル<br>295 |
| 同 上                                  | 新    | 18.6 メートル<br>と<br>6.4 | メートル<br>263 |

## 山形県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年 1月16日から同月29日まで縦覧に供する。  
平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字山ノ腰138番 1 から  
同 字行司免62番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 1月16日

## 山形県告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。  
平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総建第112号
- 2 指定の場所 東根市神町西四丁目314 - 1 の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長51.87メートル
- 4 指定年月日 平成21年 1月 6 日

## 山形県告示第57号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|        |                      |        |
|--------|----------------------|--------|
| " 荒砥支店 | " 白鷹町大字荒砥乙554番の3     | " 荒砥支店 |
| " 宮宿支店 | 西村山郡朝日町大字宮宿1132番地の10 | " 左沢支店 |

を

|        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| " 荒砥支店 | " 白鷹町大字荒砥乙554番の3 | " 荒砥支店 |
|--------|------------------|--------|

に改める。

別表第6中

|           |                  |     |     |
|-----------|------------------|-----|-----|
| " 和田支店    | " " 大字元和田 1246番地 | " " | " " |
| " 高島町役場支店 | " " 大字高島 436番地   | " " | " " |

を

|        |                  |     |     |
|--------|------------------|-----|-----|
| " 和田支店 | " " 大字元和田 1246番地 | " " | " " |
|--------|------------------|-----|-----|

に、

|           |                |     |     |
|-----------|----------------|-----|-----|
| " 飯豊支店    | " 飯豊町大字萩生528番地 | " " | " " |
| " 飯豊町役場支店 | " " 大字椿2888番地  | " " | " " |

を

|        |                |     |     |
|--------|----------------|-----|-----|
| " 飯豊支店 | " 飯豊町大字萩生528番地 | " " | " " |
|--------|----------------|-----|-----|

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、平成21年3月27日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、396人である。

平成21年 1月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷

誠

## 公 告

平成20年12月12日付け県公報第2002号で公告した県有地(山形市本町一丁目2番4、宅地82.93平方メートル)の売買に係る一般競争入札については、中止する。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成21年5月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米沢中田町ショッピングプラザ  
米沢市中田町990番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉俊一
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称           | 所 在 地        |
|---------------|--------------|
| 米沢北ショッピングセンター | 米沢市中田町990番地外 |

(変更後)

| 名 称            | 所 在 地        |
|----------------|--------------|
| 米沢中田町ショッピングプラザ | 米沢市中田町990番地外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ    | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 | 浅 倉 俊 一 |
| そ の 他 は 未 定 |                   |         |

（変更後）

| 名 称         | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-------------|-------------------|---------|
| 株式会社ヤマザワ    | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 板 垣 宮 雄 |
| 株式会社ダイユーエイト | 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 | 浅 倉 俊 一 |
| 株式会社ヤマザワ薬品  | 山形市あこや町三丁目8番9号    | 石 黒 晴 美 |

## 4 変更年月日

平成20年11月28日

## 5 届出年月日

平成20年12月22日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年5月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 1月16日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院外来棟2階会議室

(2) 日時 平成21年2月27日（金）午前9時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

債務負担行為 山形県立河北病院清掃業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。

(5) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合

であって、当該役務の契約期間が平成21年 3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるとみなす。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課施設用度係 電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年県規則 9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年 2月 5日(木)午後 3時までに山形県立河北病院医事経営課施設用度係に提出すること。
  - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Kahoku Hospital.
  - (2) Time-limit for tender: 9:30 A.M. February 27, 2009
  - (3) Contact point for the notice: Medical Management Division, Yamagata Prefectural Kahoku Hospital, 111 Aza Gassando, Yachi, Kahoku-cho, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken 991-3511 Japan TEL 0237-73-3131

平成21年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成21年 1月16日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 山 口 常 夫

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種  | 職       | 職 務 内 容                                    | 志 願 資 格                                                                                                                                      | 採 用 見 込 数 |
|-----|---------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高 等 | 実 習 教 諭 | 農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成21年 3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>高等学校における農業に関する指導経験を 1年以上有する者又は平成21年 3月31日までに 1年以上有する見込みの者 | 若干名       |

|        |                    |                 |                                            |                                                                                                                                              |     |
|--------|--------------------|-----------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 学<br>校 | （実<br>習<br>助<br>手） | 工 業<br>（電気・電子）系 | 工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の、のいずれかに該当する者<br>高等学校、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は平成21年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は平成21年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名 |
|        |                    | 工 業<br>（機械）系    |                                            |                                                                                                                                              | 若干名 |

（注1）実習教諭（実習助手）：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条に規定する実習助手

（注2）各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

## 2 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成21年1月16日（金）から教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書きし、郵便番号及びあて先を明記のうえ、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

### (2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニは試験当日持参すること。）

#### イ 志願書

#### ロ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

#### ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

#### ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

### (3) 志願書等の受付期間及び提出先

#### イ 提出期間 平成21年1月16日（金）から平成21年1月28日（水）まで

#### ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成21年1月28日（水）必着とする。）

#### ハ 提出先 山形県教育庁総務課教職員室（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 3 選考試験

### (1) 日 時 平成21年2月2日（月）午前9時00分から

### (2) 場 所 山形県教育センター講堂（天童市大字山元字犬倉津2515番地）

### (3) 試験種目及び内容

#### イ 筆記試験

##### (イ) 一般教養試験（高等学校卒業程度の内容）

ただし、農業系については農業、工業系については当該分野（電気・電子又は機械）に関する内容を含む。

##### (ロ) 作文

#### ロ コンピュータ実技試験

#### ハ 面接試験

### (4) 日 程 要項のとおり。

## 4 選考試験結果の発表等

(1) 選考試験の結果発表は、平成21年2月13日（金）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。

(2) 採用は、平成21年4月1日以降とする。

## 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教

職員室に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

| 開示内容              | 開示期間         | 開示場所          |
|-------------------|--------------|---------------|
| 一般教養筆記試験得点及び総合ランク | 合格発表の日から1か月間 | 山形県教育庁総務課教職員室 |

#### 6 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室(023-630-2863)に問い合わせること。

#### 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行    | 誤       | 正     |
|------------|------------|------|------|---------|-------|
| 平成20.10.10 | 第1984号     | 1348 | 下から1 | 別表第1第1号 | 別表第1号 |